

繁茂竹林整備事業入札参加届出審査事務処理要領

制定	平成27年 4月17日付け平27森林整備第48号
一部改正	平成31年 3月29日付け平30森林整備第1002号
一部改正	令和 3年 2月 1日付け令2森林整備第 558号
一部改正	令和 4年 6月30日付け令4森林整備第 252号
一部改正	令和 5年 3月10日付け令4森林整備第 756号
一部改正	令和 7年 3月31日付け令6森林整備第 1091号

(目的)

第1 この要領は、会計管理局会計課所管の「競争入札参加資格者名簿」に登録された者を対象に、繁茂竹林整備事業の委託契約に係る指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する事務処理に必要な事項を定めることを目的とする。

(資格要件)

第2 当該事業の資格審査を受けることのできる者は、会計課所管の「競争入札参加資格者名簿」に登録されており、かつ次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であること。

なお、(2)については(3)の要件②を備えた者であることとする。

- (1) 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事の認定を受けた林業事業体
- (2) 土木一式工事業、とび・土工工事業又は造園工事業で、山口県の建設工事等競争入札参加資格を有する者
- (3) 次に掲げる4つの要件をすべて満たす者。

① 実務要件

事業主又は常時雇用している者が、森林整備に係る業務について5年以上の実務経験を有していること。

② 専門技術者要件

森林整備に従事する技術職員を3名以上常時雇用し、そのうち2名以上は労働安全衛生法に基づく「伐木等の業務特別教育修了者」であること。

③ 社会保険等要件

技術職員は、雇用保険、健康保険、年金制度、退職金制度及び労働者災害補償保険にすべて加入していること。(適用除外者を除く)

④ 地域要件

山口県内に本社あるいは主たる営業所を有する者であること。

(届出書類)

第3 届出書類は、次の各号の書類を作成し、森林整備課に提出するものとする。

- (1) 繁茂竹林整備事業入札参加届出書(別記様式1及び様式2)
- (2) 労働安全衛生法に基づくチェーンソーを用いた伐木等の業務特別教育修了証の写し

※労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 11 号) 及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(平成 31 年厚生労働省告示第 32 号) が令和 2 年 8 月 1 日に施行・適用されたことに伴い、改正前に伐木等の業務特別教育を受けた技術職員については、受講した内容別に補講が必要となるため、留意すること。なお、当該補講を受けた技術職員については補講の修了証等の写しを添付すること。

(届出期間及び有効期間)

第 4 届出期間は、会計課所管の「競争入札参加資格者名簿」に登録された後、会計課が定める有効期間の最終日までとする。

なお、有効期間の基準は会計課が定める期間とし、以降においても会計課が定める期間毎とする。

(届出書の受理及び審査等)

第 5 会計課所管の「競争入札参加資格者名簿」に登録された者を対象に、届出書の受理及び審査等は、次の各号により行うものとする。

(1) 受理及び審査

山口県農林水産部森林整備課

(2) 届出書提出時期

- ① 会計課が定める時期による。
- ② 新規に届出するものは随時

(3) 審査後は、森林整備課において、繁茂竹林整備事業入札参加届出一覧表を作成し、各農林水産事務所及び農林事務所森林部に送付する。

(届出一覧表の作成)

第 6 繁茂竹林整備事業入札参加届出一覧表の記載内容は、次によるものとする。

(1) 登録項目及び内容

- ① 商号又は名称
- ② 代表者名
- ③ 住所又は所在地
- ④ 専門技術者数
- ⑤ 作業労働者数
- ⑥ 社会保険等加入状況
- ⑦ 年間工事高
- ⑧ 施策課題の取組状況

(2) 届出一覧表の有効期間

届出一覧表の有効期間は、会計課所管の「競争入札参加資格者名簿」に登録された期間とする。

(届出内容の変更)

第 7 申請書を提出した後に、次に掲げる事項について変更が生じた場合は、会計課が「競争入札参加資格審査申請書の提出について」の中で定める変更届(第 4 号様式) に準ずる様式に必要な関係書類を添えて提出するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 住所又は所在地
- (4) 電話番号、FAX 番号
- (5) 第2(1)に掲げる認定の計画期間
- (6) 第2(2)に掲げる入札参加資格を有する期間

(届出一覧表からの抹消)

第8 届出一覧表に掲載の者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、会計課が「競争入札参加資格審査申請書の提出について」の中で定める変更届(第4号様式)に準ずる様式により、その旨を申し出ることとする。その後、森林整備課において該当の者を届出一覧表から抹消する。

- (1) 営業を休止し、又は廃業した場合
- (2) 第2の要件に該当しなくなった場合

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月17日から施行する。

(山口県竹繁茂防止緊急対策事業入札参加届出審査事務処理要領等の廃止)

- 2 山口県竹繁茂防止緊急対策事業入札参加届出審査事務処理要領(平成17年9月30日付け平17森林整備第910号農林部長通知。以下「旧要領」という。)及び山口県竹繁茂防止緊急対策事業入札参加届出書提出要領(平成17年9月30日付け平17森林整備第911号農林部長通知。以下「旧提出要領」という。)は廃止する。

(経過措置)

- 3 附則第2項の規定による廃止前の旧要領及び旧提出要領の規定に基づく届出書の審査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年6月30日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年3月10日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

繁茂竹林整備事業入札参加届出書提出に係る留意事項

山口県が発注する繁茂竹林整備事業の競争入札にあたって、会計管理局会計課所管の「競争入札参加資格者名簿」に登録された方を対象に、竹の伐採及び集積に係る技術要件等が具備されているか改めて確認する必要があります。

なお、届出書及び添付書類は、入札の指名及び契約等の基礎資料としますので、下記により誤りや記入漏れがないように正確に作成してください。

もし、提出書類に、虚偽の事項を故意に記載した場合は、入札の指名対象外とします。

また、届出書を受理した後、これによって直ちに発注又は入札の指名があるということではありませんので、ご留意願います。

1 届出書記入上の注意事項

- (1) 届出書には該当するすべての事項を記入してください。
- (2) 届出書の様式1の記載は、会計課の競争入札参加資格審査申請書の記載内容と同じ内容にしてください。
- (3) 届出書の様式2の「1 森林整備工事の施工実績」には、入札参加を希望する年度の前年度に受注実績（下請けを含む。）があれば記載してください。
- (4) 前項の森林整備工事とは、国、県、市町、公社、森林研究・整備機構森林整備センターの発注における間伐、下刈り、植栽等の造林・保育事業を対象としています。
なお、建設業29業種の工事は対象としていませんが、支障木の伐採、植栽の部分については森林整備工事としています。
- (5) 届出書の様式3は、繁茂竹林整備事業入札参加届出審査事務処理要領第2の(3)に該当する場合に記載してください。

2 届出方法

- (1) 届出書及び必要な添付書類は、原則として郵送してください。
- (2) 届出書に不備のあった場合は、改めて提出願います。

3 提出先及び問い合わせ先

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

山口県農林水産部森林整備課造林保護班

電話：(083) 933-3485 F A X：(083) 933-3499